

保 発 0311 第 1 号
平成27年 3 月 11 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令
の一部を改正する政令の施行について

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第71号。以下「改正令」という。）が本日公布され、平成27年 4 月 1 日から施行することとされたところであるが、この改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知徹底を図られたい。

記

第一 改正の趣旨

国民健康保険制度においては、保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者に対して財政支援する制度（以下「保険者支援制度」という。）や、市町村国保の財政運営の安定化と市町村間の医療費水準等の平準化を図るため、各都道府県単位で高額医療費共同事業や保険財政共同安定化事業（以下「都道府県単位の共同事業」という。）を行っているところである。

今般、国民健康保険法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 28 号。以下「改正法」という。）の一部が平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「施行令」という。）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。）の一部を改正することとしたこと。

第二 改正の内容

(1) 施行令の一部改正

改正法により、平成 26 年度までの措置であった都道府県単位の共同事業

が恒久化されたことに伴い、附則において規定していた関係条文を、本則において規定することとしたこと。

(2) 算定政令の一部改正

改正法により、平成 26 年度までの措置であった保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業が恒久化されたことに伴い、附則において規定していた関係条文を、本則において規定することとしたこと。

また、保険財政共同安定化事業の事業対象を 30 万円を超え 80 万円以下の医療費から 80 万円以下の医療費に拡大することに伴い、算定政令に定める同事業の交付金及び拠出金の金額の算定方法について所要の改正を行うこととしたこと。

(3) その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

第三 施行期日

改正令は、平成27年4月1日から施行すること。